

2010年9月定例県議会

1 追加議案に対する山川すみえ議員の質疑

2010年10月6日

Q 山川すみえ議員

日本共産党の山川すみえです。

私は、党県議団を代表して、第120号議案と第121号議案に対する質疑を行います。

これらの条例は、県職員や学校職員の給与を民間準拠とした県人事委員会の勧告どおりに、給料月額を平均0・1パーセント引き下げた上に、ボーナスを0.2か月分引き下げるというものです。この措置によって、おおむね40歳以上の職員は平均年収で9万5,000円もの引下げとなります。私たちは、国家公務員と地方公務員の給与引下げは、580万人と言われる独立行政法人など、関連法人の職員や民間の福祉職に影響を及ぼし、必ず中小企業をはじめとした民間の給与引下げの力として働くと指摘してまいりました。この懸念が現実のものとして進行しております。

この10年間、県職員給与、特別手当は連続して引き下げられ、職員の年収は100万円近く引き下げとなりました。一方で、国税庁は民間給与所得者の基本給も10年間で激しく低下しているのはもちろん、特に公務員給与を大幅にカットした翌年である今年度は、過去最大の下げ幅となつたと報告しています。これは際限ない賃下げスパイラルであり、日本のせい弱な内需を更に決定的に弱めてしまいます。今の日本に必要な政策は、公務員給与の引下げではなく、最低賃金の引上げや派遣労働の規制などの国民の所得引上げ策をはじめ、徹底して家計を応援する施策です。

ここで、人事委員会委員長にお伺いしますが、県職員をはじめとした公務員給与の引下げが民間給与の引下げの力として働くという民間への悪影響について、人事委員会はどのように御検討されたのですか。

また、県職員の定数削減によって、職員の労働環境は劣悪なものになり、職員は疲弊しきっています。平成15年から7年間で、職員の数が約870人減らされた一方で、精神疾患による3か月以上の病休取得者が45人から70人へと倍加の勢いを見せております。

昨年も、給与引下げの議案について、柳下県議が、これでは職員の士気にかかわるのではないかと質問したところ、知事は「職員の士気や意欲を高めていくためには、何よりも職員一人一人が県民のために良い仕事をして、県民に役に立っているということを実感する、モラルを高めていきたいと思います。」とお答えになっておられます。このような精神論では、職員がもたなくなっていることを病休者の数が語っていると考えます。少ない人数でサービスを低下させまいと頑張る余り、精神的にもたなくなってしまっている職員の心の健康問題は喫緊の課題です。このことは、人事委員会も早期発見、早期対応、円滑な職場復帰と再発防止を勧告されているとおりです。

知事に伺いますが、このたびの給与削減は知事の人員削減策によって激しい状況に追い込まれている職員たちを更に追い詰めることにはなりませんか。

以上、2問お伺いいたします。

A 上田清司知事

山川すみえ議員の御質問にお答えします。

給与が下がることは、正に賃金のデフレスパイクになってしまふ、こういう御指摘がござります。ただ、残念ながら公務員の給与から先行して引上げはできない、民間が先行すべき議論だと思っております。

また、公務員の給与を参考にして給与を決める民間企業は皆無に近いのではないかと思います、一部の公益事業を除いてですね。

私は、団塊の世代が卒業するこの時期に、給与総額が当然民間で減るわけですから、民間において若い人たちに厚く待遇をするような仕組みを民間で考えていただきたいと思います。そうすれば、おのずから人事委員会の勧告はですね、こうした類の勧告が出てくるものだと私は思っております。

なお、人員を削減しているから云々というお話をございますが、病休取得者は民間でも同じような傾向があります、国家公務員でも。埼玉県だけに特有な現象ではありません。それから、超過勤務時間は年々むしろ少なくなっています。さらに、私はメール、手紙、ファックスを毎日読み、返事を書いておりますが、あきらかに苦情よりはお褒めの件数が多くなってきておりますので、このことを申し付け加えたいと思います。

以上です。

A 金野俊男人事委員会委員長

それでは、山川すみえ議員の第120号議案及び第121号議案に対する質疑についてお答えを申し上げます。

本件質疑は、公務員給与の引下げが民間給与の引下げの力として働くという、民間への悪影響についてどのように検討したのかでございます。職員の給与につきましては、地方公務員法で定める情勢適用の原則に基づき、その時々の民間賃金の水準に合わせていくことを基本に勧告を行っているところでございます。

人事委員会勧告制度においては、民間給与に与える影響については考慮する仕組みとはなっておりません。

以上でございます。

2 福祉保健医療委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）

2010年10月8日

◆保健医療部関係

Q 柳下礼子議員

1 看護師には夜勤があり、時間外勤務も多いためストレスが多い。ゆとりを持って働くことができる環境整備が必要であると思うが、いかがですか。

また、国においては第7次の看護職員需給見通しが検討されていると聞くが、どのような状況か。

2 医療の高度化等により看護師の仕事も過密になっている。事故が起きないのが不思議なくらいと言われるほどである。こうした看護現場の状況の中、県としては看護師をどう増やしていくのか、考えを伺いたい。

3 本県の周産期医療について、N I C U病床数の状況はどうなっているのか。

4 本県は総合周産期母子医療センターが1か所

のみであるが、地域周産期母子医療センターの総合周産期化の見通しはどうなっているか。

A 医療整備課長

1 夜勤の状況など医療現場の声は聞いている。労働法制との問題もあると認識しているが、県としては、ゆとりを持って働く職場環境づくりに向け一層支援していきたい。

また、第7次の看護職員需給見通しについて、国の検討状況の詳細は承知していないが、看護師需給の全国の概数がまとめられ、その妥当性など全国的な視点から議論していると聞いています。

2 1年間に2,300人から2,400人程度の看護職員が新たに就業しているが、若年人口が減る中で、若い看護師を増やすことには限界がある。このため、働いている人の定着を促し、仕事と

家庭の両立支援や離職した人の復職支援の充実などを進めることにより看護師を確保していくと考えている。

- 3 本県のN I C U病床数は、現在98床である。国の基準では150床から180床が必要とされているため、増床を図るべく、地域医療再生基金などの活用により医療機関との調整を進めている。
- 4 総合周産期母子医療センターは、西部地区に1か所設置されているのみであるため、東部地区に整備したいと考えている。今後、実現可能な医療機関と調整を図りたい。

Q 柳下議員

- 1 悩みを抱える新人看護職員が、身近に相談できる体制が必要と思うがどうか。
- 2 新人研修の内容はどうか。看護師の3割が仕事がきついと言っている。労働環境の改善についてどう考えているのか。
- 3 N I C Uから退院できない子どもの状況はどうなっているのか。また、今回の補正予算ではどこに何床を整備するのか。

A 医療整備課長

- 1 新人看護職員研修のガイドラインでは、実習指導者、教育担当者、研修責任者などを置くことになっており、こうした方が相談に応じることができる体制を整えるようにしている。
- 2 ガイドラインでは、新人看護職員が1年以内に目指すべき到達目標を示している。研修体制や研修プログラムについても参考例を示して、各病院が研修を実施しやすいようにしている。看護師の勤務環境については、看護師不足の中、厳しい勤務状況にあると考えており、労働関係部局と連携を図りながら勤務環境の改善に向けて取り組んでいく。
- 3 N I C Uの長期入院児は、90日以上が20人、1年以上が5人である。今回の事業は、長期入院の子どもを在宅へ移行させるために、埼玉医科大学総合医療センターの総合周産期母子医療

センターに4床を整備するものである。

Q 柳下議員

N I C Uに長期入院している子どもが25人とのことだが、今回の整備で何人が解決するのか。

A 医療整備課長

今回は在宅へ移行させるために病床を整備するもので、25人の子どものなかには在宅療養が可能な子どもと、残念ながら自宅に戻れない子どももあり、一概に何人が解決ということは申し上げられない。

Q 柳下議員

N I C Uの増床は、今後どのように進めていくのか。

A 医療整備課長

地域医療再生計画において整備を進めるとともに、準N I C Uを有する新生児センター等においても人員確保策を図ることなどにより増床を進めていきたい。

Q 柳下議員

今回の事業による増床分が、埼玉医科大学総合医療センターの総合周産期母子医療センターの1か所にしか整備されないことになると、他の病院等にいるためここに入れない子どもが出てくるのではないか。

A 医療整備課長

県内の周産期母子医療センターに長期入院している子どもたちを対象に受け入れることとしており、埼玉医科大学総合医療センターの総合周産期母子医療センターに入院している子どものみが対象ではない。

Q 柳下議員

- 1 他の周産期母子医療センターのN I C Uの入院状況はどうなっているのか。

2 在宅へ移行させるための施設の全国の整備状況はどうか。

A 医療整備課長

- 1 他の周産期母子医療センターのN I C Uの稼働率は95%から100%と、常時満床状態である。
- 2 この事業は今年度から始まったもので、本県のほか、長野県、宮城県で実施している。

Q 柳下議員

長野県や宮城県では何床整備するのか。

A 医療整備課長

長野県で10床、宮城県は2病院で10床前後と聞いている。

Q 柳下議員

他県の10床と比べて本県は4床と、差があるのはなぜか。

A 医療整備課長

病床整備上のスペースの問題がある。また、本県はこの事業のほか、在宅に移行した子どもを一時的に預かるレスパイトやショートステイ用の病床を併せて整備することから、4床としたところである。

当面、在宅への移行に係る問題点や需要等を検証し、その上で増床などを検討していきたい。

Q 柳下議員

採択の立場から意見を述べる。

報道等で見る限り、国の方針性も全額公費負担に向かっている。

本請願については、前回も直ちに採択を申し上げたが、直ちに採択しこれを実現していくことで、大きく県民を励ますことになる。

所沢の地元で行った市民アンケートでも、特に若い夫婦等の世代で費用負担が非常に重荷であるとの意見が多かった。何とかこれを公費でという声が多い。本請願を直ちに採択し、そうした負担を減らしてもらいたい。

◆福祉部関係

Q 柳下議員

福祉施設は、利用者に喜ばれているところも多くあるが、中には、理事長のパワハラや、職員への賃金未払いなど問題施設もある。

問題のあった2つの高齢者施設について、福祉監査課と高齢介護課と情報交換しながら厳しく指導していただいた結果、解決に導かれたことに感謝する。教訓と今後の抱負を聞きたい。

A 福祉監査課長

今後とも、毅然とした態度で監査に臨みたい。情報は調査に入るに当たって重要なツールである。今後も、通報等があった場合には、直ちに調査に入る。

A 高齢介護課長

交付金の事業担当課として、苦情通報に対しては福祉監査課とも連携し速やかな実地指導を行う。

現在、実績報告のとりまとめ中である。目的どおりに使われているか分析していく。

また、先程のキャリアパスの届出などにより、こうした整備がしっかりなされ介護に従事する職員にとって働きがいのある職場になるよう努めていく。

3 産業労働企業委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）

2010年10月8日

◆産業労働部関係

Q 山川すみえ議員

- 1 緊急雇用創出基金は来年度で終了の事業である。不況で多数の失業者が生まれたため、失業者の再就職までのつなぎとして始めたものだったと思う。しかし、一向に景気が良くならず、新卒者も就職難になっている。そのような中、「若年者実務研修雇用促進事業」で若年者を195人雇用するが、継続雇用の見通しはどうか。
- 2 「若年者実務研修雇用促進事業」は、研修期間が3ヶ月と短いがなぜか。

また、単なる派遣に終わらないためには、受入企業に事業の趣旨を十分理解してもらう必要があるが、どのように周知するのか。

- 3 緊急雇用創出基金の事業全般について、事業終了後、どの程度継続雇用につながっているか調査する必要があると思うが、いかがか。

なお、商工会連合会への2億円近い委託や、障害者雇用開拓員配置などたくさんの事業を県として行っているが、それらが本当に雇用に結び付いているのか大変危惧している。前回の本委員会で、継続雇用が1割程度と聞いたが、これだけ莫大なお金を注ぎ込んで、その程度かと思う。是非、正社員に結び付くよう取り組んでほしい。

- 4 中小企業制度融資の損失補償期間の延長について、中小企業金融円滑化法や金融庁の指導によって、今回、条件変更の申出があった企業について損失補償の期間を延長するが、今後、期限を迎える融資についても、同様に損失補償期間の延長を認めるのか。

A 就業支援課長

- 1 この事業は、単なる派遣ではなく、紹介予定派遣を想定している。7割の継続雇用を努力目標としている。

- 2 事業期間については、これから年度内の実施となるため、3か月となっている。

また、受入企業に対しては、委託事業者とともに事業の趣旨を十分周知したい。求職者、受入企業ともに広い網をかけて、マッチングにつながるよう周知していきたい。緊急雇用基金事業は「つなぎ」の雇用が基本であるが、少しでも継続雇用につながるよう努力したい。

- 3 事業終了後の継続雇用については、調査して検証したい。

A 金融課長

- 4 今回の延長措置は、損失補償の期限が迫っているものを対象としている。今後期限が到来するものについては、景気の動向や返済状況を見ながら、件数の点も含めて、財政当局とも協議の上、その都度検討したい。

Q 山川議員

- 1 緊急雇用創出基金を活用して実施する事業によって、継続雇用された方が1割程度では、なかなか雇用につながっていないということになると思う。事業終了後、継続雇用につなげることが大切である。

受入企業には単なる派遣としか映らない懸念があるので、真剣に雇用するよう再度伝えることが大切だと思うが、いかがか。

- 2 先ほど申し上げたように、例えば、商工会連合会には商工団体のネットワークを生かした就業体験型マッチング事業として2億円近い額で委託されている。

障害者の雇用開拓員についても、効果がどの程度上がって、その人達の就職に結び付いたのかなど、どの程度、継続雇用されたのか、きちんと結果の調査をしてもらいたい。

- 3 中小企業制度融資の損失補償期間の延長につ

いて、今回の2事業と同様に、県が損失補償しているものは10事業ある。それぞれについて、今後、返済期限が来るわけだが、その都度検討することになるのか。

A 就業支援課長

- 1 繼続雇用につながるよう事業のスキームについて、求職者側、事業者側に十分な説明をしていくようにしたい。
- 2 結果の調査については、平成21年度は県事業のみ行った。今年度事業が終了したら、市町村分を含めてしっかりと検証をしていきたい。

なお、地域人材育成事業は、事業の中で人材を育成していくものであるが、障害者雇用開拓員配置事業は障害者の雇用そのものを主目的とした事業である。年度途中であるが、現時点で14名の障害者の方が雇用されている。

A 金融課長

- 3 この事業を来年度以降も継続するかどうかは、景気の状況によっても返済状況が変わってくる。景気の状況や返済の進捗状況を勘案しながら、その都度検討したい。

Q 山川議員

中小企業制度融資の損失補償期間の延長について、今後、その都度検討することだが、聞くところでは、信用保証協会に行って延長してくれと言っても、対応が厳しくなかなか延長してくれないとのことである。景気が本当に悪いので、来年度も、是非、延長を願いたい。

A 金融課長

返済が残っているものが対象になるので、それらを勘案しながらその都度、対応していきたい。また、信用保証協会には、柔軟に対応するよう依頼している。

〈議案に対する討論〉

山川すみえ議員

緊急雇用創出基金を活用して実施する地域人材育成事業及び中小企業制度融資の損失補償期間の延長の補正予算に賛成の立場から討論を行う。緊急雇用創出基金事業は来年度までの事業である。あと1年充実した事業とするために、継続雇用の状況について調査していただきたい。来年度以降も、まだ就職難が続くと思われる所以、雇用を増加させるための事業を増やすとともに、事業が継続されるよう国へ要望して欲しい。

損失補償期間の延長については、これから期限が切れる中小企業についても延長するようお願いしたい。

〈議請第18号について審査〉

山川すみえ議員

所得税法第56条は廃止すべきであり、請願に賛成の立場から発言したい。まず、所得税法に関する資料（別添）を各委員に配付してよいか。

委員長

資料の配付を認める。

（書記が各委員に資料を配付）

山川議員

資料（別添）により説明する。まず、【所得税法第56条のしくみ】のとおり、売上から仕入、諸経費、人件費を差し引いた分が事業主所得となる。事業主の所得の中に「私の働き分」、つまり、家族の働き分の専従者控除が入ってしまうということである。白色の場合、例えば、売上が980万円で経費が600万円だったとすると、380万円が事業者の所得で、うち86万円が家族の所得になる。

ところが、青色申告の場合、税務署長が認めなければ妻の専従者給与は盛り込めないのだが、これが認められた場合には980万円から600万円を引いた380万円、そのうちの200万円が事業主の所得になる。

所得、専従者控除は180万円となる。この場合で不景気により売上が700万円にダウンし経費が600万円だったとすると、事業者所得は100万円になってしまうため、180万円の専従者給与は認められない。

家族全体の所得という考え方は、明治時代の家長制度そのものだ。一人一人の働き分を認めるという当たり前のことを行所得税法第56条の廃止により実施してもらいたい。諸外国では事業主の所得は事業主の所得、私の所得は私の所得となっている。是非、所得税法第56条を廃止してほしい。

現在、「共働き」という言葉が死語になるほど、夫婦二人で働き生計を支えることが普通になっている。それも懸命に働くなければ生活が成り立たないのが現状である。それは業者夫婦も同じだ。

しかし、業者夫婦だけは一人一人の労働対価を正当に認めてもらえない。これは、所得税法第56条に、「配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払は必要経費に算入しない」と規定されているからである。おかしいのではないか。

国会でこの問題を質したところ、第57条の青色申告なら経費として認めている。青色の場合記帳が義務であり、その特典として経費として認めることであった。しかし、今は白色でも年間所得300万円以上の方の場合、記帳や保管は義務になっている。そもそも、申告の仕方でその人の給与を認める、認めないと分かれるのはおかしい。人が労働すれば給与を支払うのは当然のこと。

国会では自公政権時代に我が党の議員が「人格に関わることであり、申告に差をつけるべきではない。この点を検討すべきだ」と質問をしたのに対し、当時の与謝野財務大臣は「研究したい」と答えていた。

また、2009年4月にも民主党議員が国会で他の法案を提出した際、配偶者の労働の対価をどのように測ったらいいか、民主党の税制調査会でしっかりと俎上に上げて研究したいと答弁している。

世界では、家族であろうが従業員であろうが、経費として認められている。これに対し、我が国

では白色申告の場合、認められている額は配偶者、家族とも最低賃金にも満たない額である。これは憲法違反であり、第13条の個人の尊重、第14条の法の下の平等、第24条の家庭生活における個人の尊重と両性の平等、第25条の生存権、第27条の労働の権利、第29条の財産権に背いている。

また、2010年9月の時点で意見書を採択したのは、5県272市であり、埼玉県内でも12市町が国に意見書を提出している。

本県でも、是非、皆さんに賛成していただき、国に意見書を提出できるようにしたい。

◆企業局関係

Q 山川すみえ議員

- 1 産業団地に立地する企業は、県内、県外のどちらから来たのか。
- 2 菖蒲南部産業団地と白岡瀬地区は大変場所が近いが、分譲に当たり危惧はないか。
- 3 幸手中央地区は道路で分断されているが、どのような状況か。

A 地域整備課長

- 1 川越第二産業団地に立地が決定した7社のうち、1号区画と5号区画に県外からの移転企業が立地する。他は県内企業であるが、隣接する川越工業団地から移転、拡張した企業もある。菖蒲南部産業団地の4つの区画に立地する企業はすべて県外に本社のある企業である。ただし、1社は県内の事業所が圏央道にかかるため移転したものである。

騎西城南産業団地では、3社が県外企業であり、1社が県内企業である。

- 2 菖蒲南部産業団地と白岡瀬地区産業団地は近いが、それぞれの地元の状況と土地の状況から地区を決定した。分譲時期がずれており、場所が近くても売れ行きに懸念はない。
- 3 幸手中央地区の中央に県道があるが、県道の両側に2地区あるイメージである。まだ最終決定していないが、一方の地区については、以前から進出を希望する特定の企業があるので、こ

のような形になっている。

Q 山川議員

幸手中央地区について、県道に交差点を設けるのか。

また、圏央道に入る入り口はあるのか。

A 地域整備課長

区域内の中心部に交差点を設ける予定である。

圏央道のインターチェンジは、県道と圏央道が交差するところにできる。幸手中央地区は、圏央道インターチェンジ直近の産業団地となる。

4 循環社会対策特別委員会における柳下礼子議員の質疑（要旨）

2010年10月13日

〈循環社会の形成に向けた農林業・農山村づくりについて〉

Q 柳下礼子議員

1 農業としては、食べていいことが重要である。農家が米を作っていて食べていいといふ、こんな馬鹿な話はない。外国では後継者に資金を融資するだけでなく、現金を支給している例がある。抜本的な対策を取るべきと考えるがどうか。

2 農業が大変な時に農林部の職員をどんどん減らしていく。試験研究分野は、暑さに強いものや病気に強いもの、おいしくて品質がよいものなど、農家が安心して生産できるように後押しする役割を持っている。農林部の職員を減らすのではなく、研究体制も十分取っていくことが必要と考えるがどうか。

3 資料の4ページに「耕作放棄の予防」とあるが、耕作放棄地にはどのように対応しているのか。

4 国の方針で大規模農家を育成してきたが、今回のような「彩のかがやき」の問題が起きた場合、大規模に営んでいる人ほど打撃があるという事態が起きている。大規模経営について今後、どのように取り組んでいくのか。

A 農業支援課長

1 本県では、後継者や新規就農者等に現金を支給する制度はない。しかし、新規就農者に対しては、1,800万円程度の資金を無利子で貸し付

けることができる。また、普及指導員がマンツーマンで技術や経営に関する指導を行っている。

3 耕作放棄の未然防止のため、県内各地に農地活用世話人を設置するなどしている。また、各農業委員会にも相談窓口を置き、担い手に農地をつなぐとともに、国の資金を活用して、放棄地解消のための経費の一部を助成している。これらの対応により、平成21年度に調査した結果、1年間で369haの耕作放棄地が解消された。また、耕作放棄地の全体面積は平成20年度では3,219haであったが、平成21年度には、2,983haとなり、236ha減少した。

A 農業政策課長

2 県庁全体の職員のスリム化の方針の中で農林部としても対応している。やみくもに減らすことではなく、現場を見据えながらメリハリをつけて効率的な執行体制に努めたい。

試験研究については、課題を重点化しながら、本当に求められる試験研究を課題設定して進めていく中で、技術承継も含めてしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

4 水田農業経営について考えると、大規模化を進めて収益性を上げるということは必要である。ただし、全ての水田農業が大規模化するのではなく、資料の中で埼玉型ほ場整備を説明したが、大規模化を図りながら担い手に農地を貸し出す人たちについて、例えば自給用の野菜用に畑転換したり、直売所に出荷するものを栽培するほ

場整備を実施するなど、様々な経営体が共存できるように進めていきたい。実際、用水管理を考えても担い手農家、少数の農家だけができるものではなく、兼業農家、高齢農家を含め地域全体で支えていくものだと思っている。担い手農家の収益性を上げながら地域農業全体が調和を持って発展できるようにしていきたい。

Q 柳下議員

5 以前と比べて試験研究の職員は減っているのか増えているのか、増えているとしたらどのくらい増えているのか。

これから農業で食べていけなければ耕作放棄地が増えしていくという、大変な事態になっているのだという認識があるのか。職員がきちんと技術を身につけ、深く検証・研究し、その教訓を活かすのはすぐにはできない。職員を増やして技術や研究成果が継承できるようにしなければならないと考えるがどうか。

6 埼玉農業をどのようにしていくのかということを含めて、小さな家族経営の農家についても支援し、大規模農家の収益が減った場合、国、県が補てんしないと担い手は育たないのでないか。

A 農業政策課長

5 農林総合研究センターの職員定数については、ここ3年度で、平成20年度が217人、平成21年度が201人、平成22年度が177人という定数となっており、人数自体は減っている。試験研究の内容については、現場の方々に入っていたらモニター制度を設けて試験研究課題を設定するときに意見を伺うこと、外部の有識者から実際に試験研究にどのようなものが現場で求められているのか、また、長期的に必要なものを、声を聞きながら設定している。今後とも真に求められる研究を行っていきたい。

6 県の支援の考え方として、規模だけで一律に支援対象を決めるのではなく、これから経営を頑張っていこうと意欲ある農家に対して支援す

るものと考えている。新規就農者の方についても同じ考えである。施策の効果が上がるよう検証しながら支援していきたい。

Q 柳下議員

7 農林総合研究センターの職員が大幅に減っている。減っていたら当然研究に支障を来す。それをやみくもに減らしていないというが、研究に対する大事さの認識がないから減らしているのではないか。実際に減っているのだから、職員を確保して頑張るように、現場がその気にならなければやる気が起きない。農家の人は大変になっているという点を更に気にしていただきたい。要望である。

〈平成22年産 水稲の作柄について〉

Q 柳下礼子議員

8 とにかく販路の拡大が重要である。今、試食したが、味は全く変わらない。販路の確保について、パフォーマンスに終わらないようしっかりやってほしいと考えるがどうか。

9 彩のかがやきは暑さに最も弱い米という話を聞いている。県では暑さに強い米の開発をしつかりやってほしいと考えるがどうか。

10 今年の彩のかがやきは水分が高く、カントリーエレベーターの利用料も高くなっていると聞いている。このようなことは把握しているか。

11 以前、坂戸市で、水稻の品質低下による共済金の支払いがあった。このような対応はできないのか。

12 戸別所得補償制度の問題について、過去3年間の平均値を下回った場合は補填するとしているが、今回のケースではどうなるのか。

A 生産振興課長

8 販路拡大については、できる限りの努力をしていきたい。

9 彩のかがやきは、本格生産して以来、97、98%が一等比率であり、非常に優秀な稻である。また、盆過ぎからの出穂ということから、

本県に合った品種でもある。本年の彩のかがやきの被害については、8月下旬から9月上旬の異常高温が原因であり、品種の影響ではないと考えている。

12 戸別所得補償は、価格が変動した場合、過去3年間の平均価格と、当該年度の価格の差額を交付するという制度であるが、全国一律の補償制度のため、今回の事例については、地域の事情は考慮されない。

10 玄米水分によってカントリーエレベーターの利用料金が変動する。本年は高温であったため、平年より玄米は乾燥気味であったと聞いている。

A 農業支援課長

11 農業共済制度の特例措置として規格外米を減収として見られるよう、国に働きかけていく。また、条例も規格外米を減収として見られるよう、検討していく。

Q 柳下議員

13 彩のかがやきの高温障害について検証はしていないのか。されている場合、どのような研究に基づいて検証されているのか伺いたい。

A 農業政策課長

13 彩のかがやき、コシヒカリ、キヌヒカリなど、本県で生産されている米が、どういう生育状態になっているのかについて、普及現場を通じて確認しながら進めている。彩のかがやき自体は基本的に暑さに弱い品種ではない。

抜本的な解決策としては、新しい品種開発ということもあるが、すぐに実現するかというと難しい。当面の対応としては、高温障害を極力軽減できるように施肥技術をはじめとした栽培技術の更なる改良というものを中心と考えているところである。特に、本年の異常事態は来年以降もありうるが、事前予測は困難である。高温となった際に、きちんとした対応ができるよう、その対処方法について検討したい。

Q 柳下議員

14 彩のかがやきは、埼玉県のブランド米として頑張ってきた。平成18年度の作付け比率15.6%だったものが、平成21年度には28.3%となった。今回、高温障害の原因として、冷たい水が入らなかったからではないかという声が現場から出ている。例えば、高温障害の状態を作って、水のかけ流しを行ったり、水で冷やしてみるなどの検証を行うことが必要である。そのためには、しっかりと人員と体制を整えるべきであると考えるがどうか。

A 農業政策課長

14 平成23年度、農林総合研究センターの水田研究所において、水田にビニールハウスを建てて、人工的な高温状態を作る。この中で、しっかりと検証を行いたいと考えている。体制については、課題設定の在り方や、研修などを通じて研究員の質を上げる等により、しっかりと研究成果が出せるよう取り組んでいく。

5 教育改革・文化・スポーツ振興特別委員会における山川すみえ議員の質疑（要旨）

2010年10月13日

Q 山川すみえ議員

1 アーティストボランティアコンサートは何回開催されたのか。また、登録演奏者は何人いるか。

2 彩の国さいたま芸術劇場の利用率は89%と高いが、来年はメンテナンスのため利用できないと聞いている。現在利用している人は、他の施設を代わりに利用することができるのか。

- 3 県の西部地域や南西部地域には、県立の文化施設がなく、この地域の住民は足を運びにくい。今後、こうした地域に県立文化施設を建設する見通しはあるのか。
- 4 質の高い民俗芸能の公開は重要なことと思うが、民俗芸能公開事業で公開する民俗芸能に、国指定重要無形民俗文化財が入っていないのはなぜか。
- 5 「民俗芸能の振興」事業の後継者養成については、継続して実施できる期限があるのか。平成22年度に実施団体数が14から11へ減少している理由は何か。
- 6 県内市町村におけるスポーツ振興計画の策定状況はどうか。
- 7 西部地区の住民から、スポーツの施設が不足しているという声を多く聞くが、どのように考えているか。また、埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実に関する指針では、空いている公共施設を活用することとされている。使われていないという声もよく聞くが現状はどうか。
- 8 ふじみ野市でも学校開放が大きな役割を担っている。新しい学校を整備する際、開放を前提とした設備の整備等について、国や県はどのような援助を行っているのか。
- 9 県立大井高校ではトレーニング室の開放が行われていない。地域住民からは、開放してほしいとの声があるがどうか。

A 文化振興課長

- 1 平成21年度は138回コンサートを開催し、約1万人の方に鑑賞していただいた。登録者数は、現在288団体である。
- 2 彩の国さいたま芸術劇場は、開館以来15年が経過し施設の老朽化が進んでいる。そこで、今年度と来年度で舞台機構、音響、照明、空調等の大規模改修を集中的に行うこととしており、来年の2月から7月までは使えない状況になる。利用者の皆様には、できる限り代替施設の紹介をしたいと考えており、さいたま市内では、大宮ソニックシティ、さいたま市文化センター、

埼玉会館等になるが、なかなか同規模の施設が他になく、練習場所となるとなかなか難しい。御迷惑をおかけするが、ご理解をお願いしたい。

3 財政も厳しく、新たな文化施設を建設していく計画はない。しかし、新設ではないが、廃校、空き店舗、空き教室、廃工場など既存施設を活用した地域の文化芸術拠点の整備に対する支援策について、文化芸術振興計画を策定する中で検討していきたい。

A 生涯学習文化財課長

- 4 この事業の予算は、財団法人地域創造からの補助であるが、その基準において、国指定文化財の公開について対象外としている。また、国指定文化財は、公演の機会も多いため、本事業では県民にあまり知られていない県指定無形民俗文化財について、公開をしていきたいと考えている。
- 5 特に継続の期限は設定していない。団体数の減少は、真に後継者養成につながる経費となるよう募集に当たっての条件を吟味したことによるものである。なお、申請した団体には全て補助を行っている。

A スポーツ振興課長

- 6 スポーツ振興法に基づいて、県ではスポーツ振興計画を策定しているが、市町村には義務付けていないため、市町村によって対応が様々であり、状況の把握が難しい。参考までに、スポーツ振興に関する条例については、6市町が制定している。
- 7 空いている施設の利用ということで、県内の民間企業や大学等に働き掛けたところ、新たに13施設が開放された。その他、駐車場の一角にバスケットボールのリングを設置した例もある。
- 8 大きな予算はないが、照明を付ける際のキーボックスを設置するなど、施設が使いやすくなる工夫をしている。
- 9 トレーニング室が教室棟にあり、学校利用と

一般利用との間で、施設利用上の管理が難しいため、現状では開放が行われていない。

Q 山川議員

- 1 彩の国さいたま芸術劇場の大ホール・小ホール・稽古場は、大変使いやすく良い施設である。稽古場も少なく、代替施設を探すは難しいと思うが、演劇や音楽をする人にとって半年使えないのは大きな打撃である。分割して工事できない理由は何か。
- 2 アーティストボランティアコンサートは大変好評である。是非続けていただきたい。(意見・提言)
- 3 西部地域に文化施設を新設する計画がまったくないのは納得いかない。建設の見通しはないのか、考え方を伺いたい。
- 4 チェックを厳しくしたことだが、後継者問題は、むしろ基準を緩やかにしないといけないのでないか。来年度についても、全ての申請を受け入れるという考えでよいか。
- 5 スポーツ振興計画は、市町村は義務付けられないとのことだが、市長が替わると方針が変わってしまう。計画を立てて進めることが重要だと思うので、県からも指導して欲しい。
- 6 埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実に関する指針では、県や市町村所有のスポーツ施設の効率的な活用を支援すること等を定めている。様々な施設をスポーツ活動の場として広げていただきたいと思うがどうか。

A 文化財振興課長

- 1 改修工事に関しては、工事中に物が落下する可能性がある等危険であること、空調・給排水等は一体的であり部分的な改修が難しいこと、振動や騒音が各ホールに影響すること等を考慮し、安全性を重視して計画を立てた。集中的、効率的に改修を行うことで、工事期間の圧縮を図り、可能な限り利用者に御迷惑をかける期間を減らしたい。
- 3 文化施設は、全国的に見ると既に建設した施

設の改修費の負担をどうするか、悩んでいる自治体が多い状況である。新たに設置する場合でも、その地域に合う個性的な施設、使いやすい施設にしている。例えば、東京の神田では廃校舎を利用し、アートNPOや文化団体が入居し、制作や展示、イベントが可能となる新たな文化施設が生まれており、このようなものを模索していく必要があると考えている。今後、現在策定中の計画に盛り込んでいきたい。

A 生涯学習文化財課長

- 4 後継者養成に使う経費といいながら、かつては飲食にかかるものも含まれていたので、真に後継者養成に使用する経費としたものである。来年度についても、申請があったものは、できる限り補助をしていきたい。

A スポーツ振興課長

- 5 地域の実情に合わせたスポーツ振興が重要である。スポーツのまちづくりを進めるに当たり、市町村と密に連携していきたい。
- 6 防災のために雨水を貯留するスペースも利用できるので、普及啓発を進め、場の確保を図っていきたい。

委員長

ほかに発言はないか。

< な し >

委員長

ほかに発言がないので、質疑は終了した。

次に、ただ今の審査を通じて各委員から意見・提言があれば発言をお願いする。

山川議員

- 1 市町村のスポーツ振興計画を促進し、県全体のレベルを上げること。
- 2 彩の国さいたま芸術劇場の改修については、できる限り安全性などを考慮しながら、利用者のためにも短縮すること。

3 西部地域など県の文化施設やスポーツ施設に
ばらつきがあるので、県民の機会の均等を考え

ること。

6 知事提出議案及び請願の審査結果に対する山川すみえ議員の反対討論

2010年10月15日

日本共産党の山川すみえです。

私は、日本共産党県議団を代表して、知事提出の第120号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、第121号議案「学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び第109号議案「平成21年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」に対する反対討論並びに議請第13号、議請第15号、議請第16号及び議請第18号について審査結果に反対し、採択を求める討論を行います。

まず、第120号議案と第121号議案は関連しておりますので、一括して討論を行います。

これらの議案は、県職員や学校職員の給与を県人事委員会の勧告どおりに給与月額を平均0.1パーセント引き下げた上に、ボーナスも0.2月引き下げるというものです。この措置により、おおむね40歳以上の職員は平均年収で9万5,000円、これまでの11年間で約100万円の所得減となります。私は本会議で、民間と公務職場が賃下げスパイラルを引き起こしており、デフレの原因となっているので、今必要な経済対策は、給与所得を引き上げ、家計を応援する施策であると行政の責任を指摘いたしましたところ、知事からは、公務員の給与を参考にして給与を決める企業は皆無に近いのではという御答弁がありました。国と地方公務組織350万人の給与引下げは、80万人の独立行政法人など公益法人の給与に直接連動するだけではなく、私立学校、民間病院など賃金体系を公務員に準拠している方々の給与に直接跳ね返ります。春闘では、当然前年度の公務員の給与やボーナスカットの状況を念頭に労使の交渉が行われるわけです。昨年の国会でもこの問題が議論され、人事院総裁も、民間給与に公務員給与が影響を及ぼす

ことを認めているところです。

リーマンショック後の給与引下げとリストラのすさまじさの反動で、今年度給与引下げを行う民間企業は1割程度と言われています。このように賃下げスパイラルを止める絶好の機会に、公務職場の賃下げを行うことは、内需拡大、デフレ対策に逆行するものと改めて指摘せざるを得ません。

また、知事は、給与削減は人員削減による労働強化で疲弊している県職員たちに追い打ちをかけることにならないかという私の質疑に対して、病休取得は民間でも国家公務員でも増えているという答弁をされました。民間でもリストラが強行され、国家公務員も削減され、職場の状況が厳しくなったからこそ、このような状況が生まれているのではないか。心身ともに疲弊させられるような猛烈なリストラ競争にストップをかけるのも行政の責任ではないでしょうか。人員を削減しながらも県庁へのクレームが減るほど、県職員は体と心をすり減らしながら頑張っています。この頑張りにふさわしく、給与面できちんと手当すべきであります。

よって、第120号議案及び第121号議案には反対をいたします。

続いて、第109号議案「平成21年度公営企業会計決算の認定について」です。

本決算には、八ッ場ダムに関する水源施設整備事業費として35億2,000万円余の支出が含まれています。水需要が下降線をたどる中で、地球環境の明日を考えれば、一層節水を推進することこそ、県行政に求められている態度です。八ッ場ダムについては、利水面からも治水面からも科学的客観的な立場で整備基本計画そのものを見直し、中止すべきと考えます。したがって、本決算認定

には反対するものです。

次に、請願に対する討論に移ります。

まず、議請第13号「旧川里町に係る埼玉県議会議員の選挙区割りの見直しを求める請願」は、委員長報告では不採択ですが、採択を求めます。

同じ市域に複数の選挙区を設けることは、市町村合併による地域の一体性を損ねることになり、合併そのものの意義が逆に問われかねない問題です。我が党は、合併特例や小選挙区特例を設けることなく、市、郡を基本にして選挙区を設けるべきであると考えます。

次に、議請第15号「八ッ場ダム建設を中止し、地元住民のための生活再建、地域再生を求める請願」は、委員長報告では不採択ですが、先ほど述べました理由と同じ趣旨で採択を求めます。

次に、議請第16号「県政調査費の領収書等証拠書類について全面添付を求める請願」は、委員長報告では不採択ですが、採択を求めます。

昨年度の県政調査費の中で、非公開とされたのはわずか15万円であったことからも、県政調査における会派の自主的な調査研究活動に支障を及ぼすおそれがある場合というのがどのような場合なのか、ますます理解に苦しむものであります。領収書の公開は、そもそも情報公開条例によって、

個人情報などがマスキングされて公開されることになっています。これ以上非公開部分を設けることは、到底県民の理解を得られないと考えます。したがって、本請願の採択を求めます。

次に、議請第18号「所得税法第56条の廃止を求める請願」は、委員長報告では不採択ですが、採択を求めます。

本請願は、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費にしないという所得税法第56条によって、白色申告の業者の家族の働き分がわずかしか認められることから、その廃止を求めていました。委員長報告では、青色申告にすればいいと不採択の理由を述べていますが、白色申告の業者の家族の働き分を正当に認めないやり方は、家族従事者の人格、人権を認めない差別と言わなければなりません。白色か青色か、申告の仕方を選ぶのは業者の自由意思にゆだねられるべきもので、青色申告にすべての業者が誘導されるべきではありません。むしろ、家族従事者の控除額に差別を設けて、それを青色申告へ誘導するための道具としている現在の所得税法こそ、世界の人権尊重の流れに反する恥ずかしいものと考えます。

以上で反対討論を終わります。(拍手起らる)

7 議員提出議案に対する柳下礼子議員の反対討論

2010年10月15日

柳下礼子議員

日本共産党の柳下礼子です。

日本共産党県議団を代表いたしまして、議第28号議案ないし議第30号議案及び議第33号議案に対する反対討論を行います。

最初に、議第28号議案「米価下落への緊急対策を求める意見書」は、今日の米価下落の原因が、民主党政権が進める米戸別所得補償モデル事業にあると決めつけて、米価暴落への緊急対策として、生産者が安心して経営維持できる農業基盤の強化を求める内容になっています。しかし、このよう

な緊急対策はJA中央会も求めていませんし、緊急対策にもなり得ないものです。

そもそも米価下落の根本的な原因是、小泉内閣時代に、米改革などと称して市場任せにする政策に転じたからであり、自民党や公明党にも責任があると思います。問題なのは、米戸別所得補償制度そのものではなく、民主党政権がこの制度の導入を口実に、米の需給調整や価格には一切かかわらないと宣言したことから、日本中の米生産農家に米価暴落の不安が広がったのであります。

したがって、今政府に緊急に求められているの

は、価格暴落の大きな原因である過剰分を政府が責任を持って買い上げるとともに、新潟県の収穫量を上回る77万トンにも達するミニマムアクセス米の輸入を直ちに中止することです。また、政府は2011年度から、政府が買い上げた備蓄米を5年たつたら飼料などにして、食料には回さない棚上げ備蓄制度を始めるとしていますが、この制度の運用を今年から繰り上げて実施すべきであります。

以上の理由から、議第28号議案には反対であります。

次に、議第29号議案「首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の早期開通に向け必要な財源確保を求める意見書」は、目標宣言プロジェクトで定めた平成24年度県内全線開通に向けて、必要な財源の確保を求めたものであります。今日の不況の下で今緊急に求められているのは、高齢者の介護や救急医療体制の整備、少子化対策などの充実といった社会保障の基盤整備であります。また、公共事業においても、生活道路の安全対策、歩道の整備や交差点の改良、県営住宅の増設といった生活関連の公共事業を優先し、重点的に予算を配分すべきと考えます。

よって、議第29号議案には賛成できません。

次に、議第30号議案「地方分権に対応する地方議会の確立を求める意見書」は、地方分権の推進に伴い、役割が拡大する地方議会を充実強化するため、地方議会の役割、権限の明確化も急務であるとして、首長が議会を招集する現行の仕組み

を改め、議長に議会招集権を付与することなどの法改正を求めていました。

鹿児島県阿久根市のように、一部自治体に、首長が法令に違反して議会を招集せず、専決処分を濫用するなどの問題があったとしても、こういう特殊な事例を理由に首長から議会招集権を取り上げて、この権限を議長に付与することは、逆に議長による職権濫用によって、首長の権限が不当に制約されるという問題を生じかねず、賛成できません。

よって、議第30号議案には反対です。

次に、議第33号議案「完全な地上デジタル放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書」についてですが、意見書が求めている諸施策を講じたとしても、来年7月の期限までには視聴者の準備には間に合わないと考えます。また、全国的にもデジタルへの切替えが終わらない地方放送局も出ることが予想されています。したがって、来年7月以降、テレビを視聴できないテレビ難民が多数生まれることは、現状では避けられない見通しです。

我が党は、アナログテレビ放送の停止を見直し、普及率や買換えのサイクルに見合った時期に延期すべきであると考えます。

よって、移行期限の延長を盛り込んでいない議第33号議案には反対であります。

以上で議員提出議案に対する私の反対討論を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手起立）

8 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度（各会派で態度が異なるもの）

○賛成 ×反対

議案番号	件 名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	
第109号	平成21年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	×	○	○	○	○	○	認定
第120号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第121号	学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決

議員提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件 名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	
議第26号	埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第27号	円高の是正とデフレ脱却に向けた経済対策の推進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第28号	米価下落への緊急対策を求める意見書	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第29号	首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の早期開通に向け必要な財源確保を求める意見書	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第30号	地方分権に対応する地方議会の確立を求める意見書	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第31号	幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第32号	中小企業対策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第33号	完全な地上デジタル放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第34号	食品表示制度の抜本改正を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第35号	議員派遣について（図書室委員会）	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第36号	議員派遣について（第10回都道府県議会議員研究交流大会）	○	○	○	○	○	○	原案可決

請願に対する各会派の態度

○採択 ▲継続審査 ×不採択

請願番号	件 名	各会派の態度						採決結果
		共 産 党	自 民 党	民主 党	公 明 党	刷新 の 会	社 民 党	
議請第12号	子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書	○	▲	○	○	▲	○	継続審査
議請第13号	旧川里町に係る埼玉県議会議員の選挙区割りの見直しを求める請願	○	×	×	○	○	×	不採択
議請第14号	私学教育振興のため、公費補助のさらなる充実を求める請願	○	○	○	○	○	○	採択
議請第15号	八ッ場ダム建設を中止し、地元住民のための生活再建、地域再生を求める請願	○	×	×	×	×	○	不採択
議請第16号	県政調査費の領収書等証拠書類について全面添付を求める請願	○	×	×	×	×	○	不採択
議請第17号	食料の自給率向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める請願書	○	○	○	○	○	○	採択
議請第18号	所得税法第56条の廃止を求める請願	○	×	○	×	×	○	不採択